

別表第十五号表の三(第六十八条関係)

減 価 償 却 費 明 細 表

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率	償却範囲額に対する過不足額	
						当期分	累計
	円	円	円	円		円	円
計							

(記載上の注意)

- (1) この表は、有形固定資産、無形固定資産、繰延資産及び長期前払費用の各資産の減価償却費又は償却費について貸借対照表に掲げる各資産の科目の区別により記載する。
- (2) 各資産について当該会社が採用している減価償却又は償却の基準を各資産の科目別に、次に掲げるところにより脚注に記載する。ただし、当該基準が第3条の2の規定により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- 1 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する減価償却又は償却の方法と同一の基準を採用しているものについては、その旨及び定額法、定率法等の区別を記載すること。
- 2 当該会社が特に定めた他の基準を採用しているものについては、法人税法に規定する方法と比較する等の方法によつてその内容を説明すること。
- (3) 償却累計率は、償却累計額の取得原価に対する割合を記載する。
- (4) 償却範囲額に対する過不足額は、当期償却額及び償却累計額について(2)により記載した償却基準により実施すべき範囲額との差額を記載する。